

特定複合観光施設区域整備法に関する要望及び提言
(第二 次)

平成 30 年 11 月
一般社団法人 日本観光・IR 事業研究機構

特定複合観光施設区域整備法（以下「整備法」という。）の成立を受け、その実施に向けて、ご努力しておられる皆様に深く感謝申し上げます。

今後の整備法の施行に関して、以下のことを提言いたします。

1. 特定複合観光施設の具体的な基準への配慮

特定複合観光施設（整備法第二条第一項）の具体的な基準については、例えば、国際会議場や国際展示場にあっては、その運営に要する十分なバックヤードの確保が必要であること、開催されるイベントに応じて同一の床（スペース）を会議場としても利用したり展示場としても利用したりすることが想定されることなどから、柔軟な対応が可能となるような配慮を行うことを提言します。

2. 建築関連法規における取扱いの明確化

特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）内の各種施設を計画する際には、都市計画法や建築基準法といった建築関連法規における当該施設の位置付けが必須であると考えます。

そのため、例えば、都市計画法上の用途地域や容積率等の今後の指定意向、建築基準法上の建物用途区分、用途上の可分・不可分、一団地認定等については、計画を進めるうえで不可欠な要素であり、国や都道府県等、もしくは実際の建築確認事務を行う特定行政庁において、早い時期に明確にされるよう配慮すべきことを提言します。

3. 円滑かつ迅速な建設事業の進行に向けた行政機関窓口の一元化

特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）における各種施設の建設事業（公共施設や公益的施設等の整備を含む）に当たっては、関連する法制上の諸手続きが円滑かつ迅速に行われることが望ましいと考えます。

そのため、国、都道府県等を問わず、担当窓口の一元化の措置を講じることを提言します。

4. 先端技術の体験や非日常性の満喫が可能となる場づくり

我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するためには（整備法第一条）、我が国の先端技術（例えば、自動運転システムやドローン・タクシーといった次世代・先進モビリティ等）を体験できるとともに、日常的な空間やアクションか

ら切り離された、いわゆる非日常性を満喫できるような事業の展開を図っていくことが重要であると考えます。

民間事業者等が、こうした事業の展開を、実証実験や社会実験の段階も含め、実施できるよう、国土交通大臣の定める基本方針（整備法第五条）や都道府県等の定める実施方針（整備法第六条）、都道府県等が民間事業者と共同して作成する区域整備計画（整備法第九条）等の中にその趣旨を盛り込むとともに、必要に応じて法制上の措置を講じることを提言します。

5. S D G s（持続可能な開発目標）への取組みの推進

特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）における各種施設の建設事業は大規模になることが想定され、環境に与える影響が甚大になることに鑑み、事業の円滑な推進を図るには、より高い水準の環境配慮が求められると考えます。

そのため、国土交通大臣の定める基本方針（整備法第五条）や都道府県等の定める実施方針（整備法第六条）、あるいは民間事業者の選定（整備法第八条）の際の審査項目等において、例えば2015年に国連で採択されたS D G s（持続可能な開発目標）のゴールやターゲットを活用した事業計画であることを求めるなどの措置を提言します。

6. 高水準の環境性能を有する施設への支援制度の創設

特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）に関しては、個々の施設はもちろんのこと、区域全体にも最先端の環境技術を取り入れるなど、環境配慮の面からも世界に注目されるショーケースとして高水準な環境性能を有する区域であることが望ましいと考えます。

そのため、例えば、建築物の運用段階でのエネルギー消費量を省エネや再生可能エネルギー利用により削減し限りなくゼロに近づけるという考え方のZ E B（ゼロ・エネルギー・ビル）のように、高水準の環境性能を有する施設に対する各種の支援制度の創設を提言します。

7. 面的に安定したエネルギー供給を実現するための各種法規制の緩和

大規模な施設が比較的密集して立地することとなる特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）でのエネルギー供給に関しては、日常的な安定供給はもちろんのこと、災害時・緊急時においても事業継続に必要なエネルギーの確保が必須と考えます。

こうした安定供給のためには、再生可能エネルギー・コジェネレーション・システム等の自立分散型電源の積極的な導入により、電気や熱エネルギーを区域全体で面的に有効利用できる、自立化・多重化された強靭なエネルギー供給システムを構築していくことが望ましいと考えます。

そのため、例えば、電気事業法等の関連する法制上の規制緩和の措置（地域導管や電力自営線の道路占用手続きの緩和、電力自営線による発電電力供給における送電先に関する条件の緩和等）及び建設コストの低減に向けた支援などを提言します。

8. 各種情報の一元的な管理を可能とする情報基盤の構築に向けた支援

特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）への多数の来訪者は多様な個人属性を有していることから、例えば、カジノ施設への入場不適格者の選別に関する情報はもちろんのこと、観光魅力増進施設（整備法第二条第一項第三号）や観光旅行促進施設（整備法第二条第一項第四号）の利用者へ提供する情報などを個人属性と連携させながら一元的に管理していくことが、来訪者の利便性や快適性などの向上を図るうえで重要であると考えます。

加えて、特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）は国内に複数個所が整備されることとなっていることから、区域相互間での共通利用や共通管理も視野に入れておくことが望ましいと考えます。

そのため、民間事業者が膨大なデータの互換性を確保しつつ各種情報の一元的な管理を行えるような情報基盤の構築に向け、国土交通大臣の定める基本方針（整備法第五条）や都道府県等の定める実施方針（整備法第六条）、都道府県等が民間事業者と共同して作成する区域整備計画（整備法第九条）等の中にその趣旨を盛り込むとともに、必要に応じて法制上の措置を講じることを提言します。

9. 高水準な情報セキュリティ対策への取組みの推進

特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）においては、個人情報をはじめとして多種多様な情報が集積、活用されることが想定されることから、世界最高水準の情報セキュリティ対策を具備することが求められると考えます。

そのため、国土交通大臣の定める基本方針（整備法第五条）や都道府県等の定める実施方針（整備法第六条）、都道府県等が民間事業者と共同して作成する区域整備計画（整備法第九条）等の中に、その趣旨を盛り込むことを提言します。

10. 安心・安全のための設備の整備を推進

多数の来訪者が想定される特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）に関しては、地域社会の理解を得るという観点のほか、国際競争力を極力高めるという観点からも、海外からの観光客の我が国に対する印象の基礎となる「治安の良さ」や「災害の多さ」に目配りし、犯罪発生時や災害生起時といった非常事態にも十二分に対応できる設備を備えておくことが必要であると考えます。

こうした設備は、秩序維持の措置（整備法第百十条）や災害対策に係る施策を担保し得るだけではなく、地域社会の継続的な信頼を獲得でき、加えて、画像認識技術等の先端技術の活用や多言語対応システムの構築等を通じて海外からの観光客（特に、VIPや富裕層）にアピールできるものであることが重要であると考えます。

そのため、国土交通大臣の定める基本方針（整備法第五条）や都道府県等の定める実施方針（整備法第六条）、都道府県等が民間事業者と共同して作成する区域整備計画（整備法第九条）等の中に、その趣旨を盛り込むことを提言します。

11. 地域貢献への取組みの推進

特定複合観光施設区域（整備法第二条第二項）における大規模な開発事業を円滑かつ持続的に推進していくためには、構想・計画段階から建設・施工段階さらには完成後の管理・運営段階に至るまで、例えば地元人材の活用や地場産材の利用などを通じて、地域の活性化や地域との連携など、いわゆる地域貢献を積極的に図っていくことが重要であると考えます。

そのため、国土交通大臣の定める基本方針（整備法第五条）や都道府県等の定める実施方針（整備法第六条）、あるいは民間事業者の選定（整備法第八条）の際の審査項目等において、地域貢献に関する取り組みを強く求めるなどの措置を提言します。

12. 民間事業者への支援制度の創設

我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るために（整備法第一条）実施される事業（設置運営事業（整備法第二条第三項）及び施設供用事業（整備法第二条第五項））を行う民間事業者に対して、その意義や役割に鑑み、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に基づく都市再生緊急整備地域もしくは特定都市再生緊急整備地域における民間都市開発事業への各種の支援措置（規制緩和等の法制上の支援措置、財政支援、金融支援、税制支援）と同等な支援制度の創設を提言します。

13. エリアマネジメント組織への支援制度の創設

設置運営事業及び施設供用事業を将来に亘って持続的かつ円滑に実施していくためには、公共施設や公益的施設等を含め、区域全体の施設群を統一的かつ調和的に維持管理、運用していくことが必要と考えられ、そのための組織として、エリアマネジメント組織の設立が望ましいと考えます。

エリアマネジメント組織については、まちづくり会社やN P O法人、一般社団法人といった形態となることが想定されますので、エリアマネジメント組織はもちろんのこと、エリアマネジメント組織に資金や人材を提供する民間企業などに対する各種の支援制度の創設を提言します。

— 以上 —